

<レモンガススタジアム平塚の障がい者の共用利用料金の免除について>

【内 容】

下記のとおり、身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳（以下、障害者手帳）の交付を受けている方が、レモンガススタジアム平塚（以下、競技場）を共用利用する場合は利用料金を免除します。

【対 象】

- ①障害者手帳の交付を受けている方（以下、障がい者）で、手帳に記載された住所が市内の方。
- ②障がい者で、手帳に記載された住所は市外であるが、市内の施設に居住している方。

※障がい者に付添が必要な場合は、障がい者1名につき1名の付添人の入場を認めます。

上記対象外の障がい者が利用料金を支払い施設利用する場合も、付添人については住所を問わず利用料金の徴収は行いません。

【利用方法】

事前に総合公園管理事務所で障害者手帳を提示し、年度会員の登録を行い年度会員証の交付を受けます。

競技場を利用する際に、競技場の受付に年度会員証の提示を行い利用します。

また、障がいの特性等により、他の利用者の注意や配慮が必要な場合は、ビブスの着用をお願いします。

※年度会員の登録手続きは、一度行くと当該年度末まで有効になりますが、障害者手帳に期限が設けられている場合は、年度会員証もその期限までとなります。引き続き利用を希望する場合は、更新した手帳を提示して再度年度会員の登録手続きを行う必要があります。